

議案第 69 号 江南市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、日本共産党議員団を代表して反対討論を行います。

いわゆるマイナンバー法にもとづき、江南市内では 11 月中旬ごろから、個人番号通知書の送付が開始され、1 月からは、いよいよ個人番号カードの交付と、個人番号によって個人情報を照合する情報提供ネットワークシステムの運用が開始されます。

この条例改正案は、江南市が行政手続きの中で個人番号を利用する範囲と特定個人情報の提供の範囲を定めたものですが、先の 9 月議会で制定したばかりの条例を早くも改正する内容となっています。改正の理由は、マイナンバー法の改正によるものの他、県条例によって番号利用が決められたための利用範囲の拡大や、国の方針にもとづく拡大、その他、字句の修正、9 月の条例制定の時点で漏れていたため追加し市独自に利用範囲を拡大するもの、ほかに誤りの修正も含まれています。

マイナンバー制度施行が、準備不足の見切り発車であることの一端が、この条例改正にも現れているのではないのでしょうか。

すでに国の方では、番号の利用範囲を拡大し、銀行やゆうちょなどの預貯金口座に番号を振ることを可能にする法改正や特定健康診査結果や予防接種の履歴も情報連携可能とする法改正が行われるなど、制度スタート前にもかかわらず利用範囲を拡大する変更があいつぎ、情報漏えいや国による住民監視の強化などへの懸念もぬぐえません。

そもそも短期間に 5600 万世帯に簡易書留を届ける計画に無理があり、また制度が国民に十分周知徹底がされていないもとで、さっそく番号通知書の誤配や、郵送の大幅な遅れ、通知書そのものが印刷されていない地域が発覚したり、番号の漏えい、マイナンバーを悪用した高齢者の詐欺被害も発生しました。

来年 1 月の利用開始が目前であるのに、番号通知書の配達も 12 月半ばでもまだ完了していません。受取人不在で自治体に返送された番号通知書は全国で 500 万通にも上り、自治体が対応に苦慮させられています。江南市役所にもこれまでに約 3100 通もが返送されてきており、今後、担当課での対応が必要となり、業務の効率化どころか、業務量の増加が懸念されます。

マイナンバー制度は準備不足が露呈し、不信は募る一方です。情報漏えいを防ぐ 100%完全なシステムの構築は不可能で、意図的に情報を盗み取ろうとする人間が必ずでてきます。いったん漏れた情報は、売買されて流通し取り返しがつきません。また情報は集積されればされるほど、利用価値が高まり、攻撃も受けやすくなる危険があります。成りすましやプライバシーの侵害などの犯罪は常態化する恐れがあり、初期投資が 3000 億円という巨額のプロジェクトに対し、それに見合う利便性向上という国民のメリットは微々たるものすぎません。

特に事業主が、従業員やその扶養家族のマイナンバーを収集し、情報漏えいを防止しつつ番号を保管しなければならないことは、零細事業主にとって大きな負担を伴います。

銀行や郵便局の口座が、任意とはいえ、マイナンバーの付番が定められたことで、国が国民ひとりひとりの、所得だけでなく資産も詳細に把握し、今後、これを利用して社会保障の削減と負担増をさらに進めようとしている意図もみえています。

利用開始を 1 月に控え、準備不足と不安がひろがるばかりのマイナンバー制度は、実施を延期し、制度の危険性を検証して、廃止を視野に見直すべきことを主張し、議案第 69 号への反対討論とします。